

中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度小委員会
同 風力発電に係る環境委影響評価制度の在り方に関する小委員会

第2回合同会議 ヒアリング資料

アセス実務者からみた 環境影響評価制度の課題と方向性について



はじめに 日本環境アセスメント協会 (JEAS) について

設立経緯

- ・昭和53年(1978年) 任意団体として発足
- ・平成11年(1999年) 社団法人として設立
(主務官庁：四省共管 環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省)
- ・平成24年(2012年) 一般社団法人へ移行

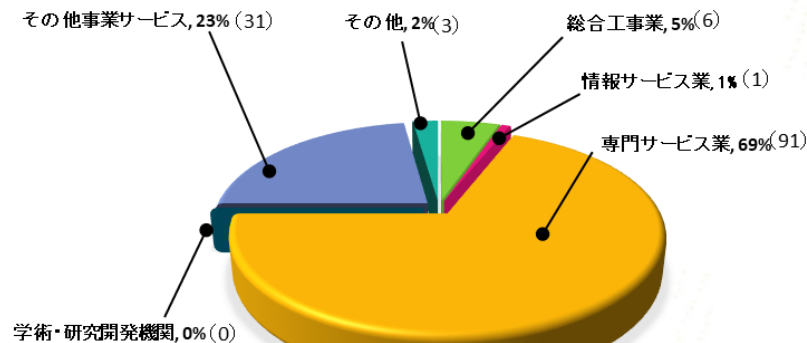
主な活動内容

- ・環境アセスメントに関する技術の調査及び研究並びにその成果の普及
- ・環境アセスメントに関する情報、資料等の収集及び提供
- ・環境アセスメントに関する研修等の実施
- ・環境アセスメントに関する国際的な交流及び連携
- ・環境アセスメントに関する行政施策の実施に対する協力
- ・環境アセスメント士に関する資格認定に係る事業等の実施

会員会社数

- ・130法人 (令和6年9月現在)
- ・環境アセスメントに直接関わる専門サービス業 (建設コンサルタント他) とその他事業サービス (計量証明業他) が9割を占める。

区分	業種
総合工事業	ゼネコン、プラント等
情報サービス業	ソフトウェア、情報処理
専門サービス業	建設コンサルタント、環境、都市、建築、補償等
学術・研究開発機関	シンクタンク、研究所
その他事業サービス	計量証明業、測定・分析等
その他	製造業、不動産業等



1. 環境影響評価法制度に関する課題

(1) 適切な時期を捉えた新たな大規模開発事業についての検討

- 新たな大規模開発事業の可能性が想定される海域の開発事業（CCS、海底鉱物資源、メタンハイドレート等）については、これまでの陸域や沿岸域の環境影響評価とは、調査方法や予測評価方法、環境保全措置、合意形成の方法など大きく異なるものと想定される。
- また、環境基準や排水基準の取扱いや鉱山保安法、海洋汚染防止法など関連法令との整合性や国際ルールとの整合性などの検討課題も多い。

新たな大規模開発の可能性が想定される事業、特に海洋に係る事業については、法制面・国際的なルールとの整合などの配慮すべき事項が多いことから、環境影響評価の内容や制度面など、適切な時期に検討を始めることが望まれる。

参考：第4期海洋基本計画における記載

「環境影響評価を着実に実施し、国際海底機構（ISA）へデータを提供するなど、国際ルールの策定に主体的に貢献していく。（内閣府、経済産業省）」

「海洋資源の環境影響評価に資するための科学研究として、高解像度の調査と長期の環境モニタリングから得られる大規模データとの統合解析を推進する。

（文部科学省）」等の記載

(2) メリハリのあるスコーピング

- アセス法により、事業特性、地域特性に応じてアセスの対象項目や手法を選定するスコーピング手続き：方法書手続きが導入され、メリハリあるアセスの実施が期待された。
- しかし、「標準項目・標準手法」が「参考項目・参考手法」に言葉がかわっても、実態としては参考項目にそって網羅的に調査、予測、評価が行われているケースが多い。

アセスの目的とその制度についての国民や自治体・有識者等への周知・理解促進について、より一層の取組みが望まれる。

参考：メリハリあるアセスをはばむ壁の一つの要因

自治体の審査会、専門家等の意見（地域の特性を踏まえた意見をいただくことは当然であるが、アセスの目的を超えた網羅的調査、細かい調査を求められることも・・・）

→

手戻りを避けたい事業者の意向（あとで必要といわれぬか、絶対大丈夫な内容としたい）

(3) アセスで得られたデータの有効活用

○アセスで得られた情報の共有と利活用の推進

- 環境影響評価手続きの過程で公表される各種環境情報は、地域の環境情報としても得難い貴重な情報であるとともに、環境保全措置の内容や事後調査結果など適切なアセスの発展のためにも重要な情報を含んでいる。

環境影響評価にかかる各種図書・資料について、公開・共有すること、その際、各種環境情報等は、将来の適切なアセス実施並びに効率化を念頭に、デジタル情報として、整備されることが望まれる。

あわせて、事後調査報告書制度の充実、洋上風力発電で想定されているようなモニタリングデータの収集・分析による科学的知見の充実が望まれる。

○アセスで使用する情報の共有と利活用の推進

- 環境影響評価で利用することが多い環境情報はEADASをはじめ各種WEB-GISで公開が進み使いやすくなっているものの、各種DBが分散していること、海しるはAIPで一部の位置情報が取得可能であるが、EADASは「画像」としてしか閲覧できず使い勝手が悪い部分もある。

ShapeFileやKML等、一般の方も利用しやすい形式でダウンロードできるように利便性を向上とデータの統合を図ることが望まれる。

(4) 事業のポジティブな面の評価

- これからの開発事業においては、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブへの貢献など環境に対してポジティブな側面を持つ事業も多くなっていくことが想定される。
- それぞれの事業における環境影響評価の内容について、事業の環境上のプラスの側面についても周知することが、合意形成を図る上で有用であると考えられる。

アセス図書での事業の環境面でポジティブな面についての記載のあり方について検討することが望まれる。

(5) 生物多様性オフセット

- 前回法改正に際しての中央環境審議会答申（2010年2月）においても、「生物多様性オフセット等の生物多様性の保全に関する新たな技術動向について整理が必要である。」とある。
- オフセットやネットゲインの導入には課題が多いことは認識しているものの、最新の動向について継続的に調査し、アセスでの導入について検討が重要である。

ネイチャーポジティブ、30 by 30等を目指す中で、アセスがどのように関わることができるか検討することが望まれる。

(6) アセスにおけるコミュニケーションの推進

- 環境影響評価には、事業実施により懸念される環境影響を低減させるという側面と、事業者と地域住民等幅広いステークホルダーとのコミュニケーションを図るという側面がある。
- しかし、実際には説明会の参加者はごく少数であったり、意見もほとんど出ない事業があるなど、必ずしも一般の住民とのコミュニケーションが適切に進んでいるとは言い難い。
- アセスの図書は、評価書レベルでは本編だけで1000頁を超えるものが多い。また、要約書が作られているが、図書の抜粋でわかりやすいものではない。(説明会等では、要約書とは別に説明用の資料が作成されることが多い。) この図書のボリュームが、一般の人が読もうという気持ちを阻害している側面もある。
- 海外の例でも、アセス図書が大部となるの傾向があるが、米国では、現在、E I S (環境影響評価書) は、資料編等を除いては150頁を超えないこと、非常に複雑な事業等であっても300頁を超えてはいけないとされている。
- また、EU指令に規定されていることもあり、英国他欧州諸国では、Non-Technical Summary と呼ばれる、一般人にもわかりやすい概要版の作成が義務付けられている。

図書本体の頁制限や、一般人にもわかりやすい概要版の作成等の方法も検討し、一般人にも分かりやすいアセス、国民が参加しやすいアセス制度への検討を進めることが望まれる。

(7) アセスにおける自治体・専門家の関わり

- アセス制度においては、地域の環境行政を担う自治体や地域の環境情報に知見を有する自治体の環境影響評価審査に係る委員が重要な役割を担っている。
- 地域の環境保全の観点から有用な意見を得ることができ、アセスメント制度において必須の手続きであると認識しているが、行政職員の担当者や委員の方々は数年で交代されることも多く、環境アセスメントの目的を超えた意見を頂くことも多い。

環境アセスメント制度の目的や審査のポイントなどについて、継続的に関係者に周知するような機会を十分な頻度で行うことが望まれる。

(8) 専門家について

- 現在、アセスにおいて、専門家の方々へのヒアリングは地域の環境情報等を得る上で、重要な手段となっているが、適当な専門家が見つからない場合や地域での軋轢の懸念から断られる場合、ヒアリングができても有益な助言が得られない場合もあり、環境省が期待する地域固有の生物情報が取得できない場合が多くある。

地域の環境情報を有効にアセスに反映するため、国及び地方公共団体が連携して、地域の専門家をリストアップするなどの取組みがなされることが望まれる。

(9) 配慮書の機能のみなおし等早期の環境配慮の徹底

- 環境影響評価法制定時において、諸外国ではEIAとSEAが導入が進んでいることをふまえ、SEAの必要性は法の附帯決議として指摘されている。
- 前回法改正時には、早期の計画段階での手続きとして配慮書制度が導入された。しかし、位置・規模の複数案やゼロオプションはもとより、配置・構造に係る複数案についても設定されないケースも多く、配慮書制度は必ずしも有効に機能しているとは言い難い。
- 一方で、例えば道路においては、計画の早期から市民参加の導入を図るPI（Public Involvement）プロセスが実施され、その中ではルート of 複数案も検討されている。
- また、温対法にもとづく再エネ促進区域の設定や、再エネ海域利用法改正案における洋上風力の促進区域設定における環境配慮のくみこみ等、個別の計画において環境配慮をくみこむしくみができつつある。
- たとえば、東日本大震災の復興段階では、集団移転先の大規模な区画整理事業がアセス法の適用除外となったが、国土交通省が推奨している「復興事前準備の取組の計画」（復興計画、市街地復興計画の策定等）において、予め環境に配慮した復興計画を策定するなど、様々な計画に環境配慮の手続きを組みこむことも考えられる。

現行の配慮書制度について、複数案の設定や配慮すべき対象の回避等、運用面で環境配慮機能を拡充するとともに、温対法の促進区域等活用可能な制度を生かして実現可能なところから実質的なSEAの実現をめざすことが望まれる。

(10) 制度についての継続的検討

- 昨今の社会・経済・環境における課題の変化は目まぐるしく、環境アセスメント制度においても、その変化に迅速に対応する必要がある。

中環審の議論において、将来の（10年後の）見直しに向けた課題を明確にすること、また、必要なものについては継続的に議論を行い、随時、制度の改正を検討することが望まれる。

2. 陸上風力に関する課題

(1) 第二種事業の規模要件の引き下げについて

- 法アセスの2種事業の規模要件にかからないものは条例アセスの対象となる場合が多いが、条例アセスの効率化が進んでおらず、法アセスよりも多くの環境要素での調査等を求められる場合がある。

法アセスの第2種事業の規模要件の引き下げの検討並びに、過年度に実施された規模要件の引き上げと逆行しないよう、併せて第二種事業の評価項目の簡素化とその結果に応じた影響項目の選定等、令和4年度の検討会報告書の趣旨を踏まえ、影響の程度に応じたメリハリのあるアセスの実現を図ることが望まれる。

また、法アセス不要と判定されたものの条例での取扱いの検討を行うとともに、条例アセスの手続き・評価項目の簡素化について、自治体への働きかけが望まれる。

(2) 保全措置の検討支援

- 風力発電事業は、近年急速に数が増えており、バードストライク対策を始めたとした環境保全措置について、効果的な方法を早期に開発することが求められている。

新しい対策の開発並びに効果の評価については、個々の事業者での対応には限界があると考えられることから、国としても環境保全対策技術の開発並びに評価に関わることが望まれる。

(3) 事業内容の修正に係る条件の明確化

- 陸上風力では、事業計画が頻繁に変わり、環境影響評価の各手続段階で、対象事業実施区域、改変区域、風車の位置、出力等が異なることがある。
- 環境影響評価施行令の別表第二、別表第三に基づき検討が行うこととなるが、「対象事業実施区域」「発電所の出力」の意味が必ずしも明確でない部分がある。
- 例えば、対象事業実施区域については、火力発電等であれば、敷地境界が明確であるが、風力発電の場合、尾根等からある程度のバッファで決めることが多く、必ずしも工事を行う範囲と一致していない。
- また、陸上風力は斜面が多いため、300mの範囲が水平距離なのか斜面長なのか、風車ポールが対象事業実施区域内にあればブレードは対象事業実施区域からはみ出してもよいのか、と言った細かな点が不明確となっている。
- 出力についても、「発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。」とあるが、単機出力は10%を超えても、出力制御を行い総出力が10%未満ならよいのかといった点や、総出力の規定とした場合は、単機出力の増加によりブレード長等の諸元が変わっても環境影響評価の再手続きは不要となることも想定される。

環境影響評価の再手続きが必要となる事業の修正内容について、実務上判断可能となるよう、より明確なものとするのが望まれる。

(4) 累積的影響について

- 複数の事業実施が見込まれる場合に累積的影響についての解析、検討が求められるが、標準的な検討方法などがないことから、「累積的影響」について検討内容・記載内容は、事業ごとに異なったものとなっている。

累積的影響について、統一的な方法での検討が進められるよう、解析、検討方法について、参考となる事例等を示すことが望まれる。